

大阪市福祉局成年後見制度（市長申立て事務）に関する相談支援業務担当職員要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、大阪市福祉局成年後見制度（市長申立て事務）に関する相談支援業務担当職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（採用選考）

第2条 会計年度任用職員の選考は、次に掲げる要件に該当する者のうちから筆記（論文）試験、口述（面接）試験等の内容を総合的に勘案して行う。

（1）社会福祉士又は社会福祉主事の資格を有する者

（2）その他、採用選考に必要な事項は、「大阪市福祉局成年後見制度（市長申立て事務）に関する相談支援業務担当職員 採用選考評定要領」で定める。

（再度の任用）

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小又は廃止等の状況及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

（業務内容）

第4条 会計年度任用職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- （1）「権利擁護の地域連携ネットワーク（協議会等）」の運営
- （2）関係機関や地域住民への成年後見制度に関する広報
- （3）市長申立て事務に関する区職員への相談支援
- （4）区職員への制度活用研修の実施
- （5）区のケース会議への専門職派遣・同行
- （6）相談支援機関用マニュアルの策定
- （7）その他事務補助

（勤務地）

第5条 会計年度任用職員は、大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課（相談支援グループ）に勤務するものとする。

（勤務時間等）

第6条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次に掲げるとおりとする。

- （1）勤務日数は、週4日とする。
- （2）勤務時間は、午前9時から午後5時15分までとする。
- （3）休憩時間は、午後0時15分から午後1時までの45分間とする。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。